

企画県土警察常任委員会資料

(平成22年2月16日)

- 1 鳥取県地域主権研究会（第3回）における鳥取県発地域主権のあり方の検討について
【政策企画総室】・・・・1ページ
- 2 第1回地方自治法施行60周年記念貨幣等のデザインに関する鳥取県検討会の開催について
【政策企画総室】・・・・5ページ
- 3 食のみやこコンテスト大賞について【政策企画総室】・・・・・・・6ページ
- 4 鳥取環境大学改革検討委員会の概要について【青少年・文教課】・・・・8ページ

企 画 部

鳥取県地域主権研究会（第3回）における鳥取県発地域主権のあり方の検討について

平成22年2月16日
政策企画総室

平成22年1月31日（日）に鳥取県地域主権研究会（第3回）を開催し、鳥取県発地域主権のあり方について検討を行いました。

1 鳥取県地域主権研究会（第3回）における鳥取県発地域主権のあり方の検討の概要

(1) 日 時 平成22年1月31日（日）

(2) 場 所 ウエルシティ鳥取

(3) 委員等

スーパーバイザー 神野 直彦（関西学院大学教授）

委員 内海 敏（鳥取県社会福祉協議会会长）

坂口清太郎（米子商工会議所会頭）

水野 由久（鳥取青年会議所理事長）

吉弘 憲介（とっとり地域連携・総合研究センター研究員）

※吉田秀光委員（三朝町長、鳥取県町村会長）は、欠席

※県からは、平井知事が出席

（4）発言要旨

鳥取県発地域主権を実現するための「国・県・市町村の役割分担」、「地域主権を実現するための執行体制」、「地域主権を実現するための税財政制度」等について、別添資料等に基づき、意見交換を行った。

①地域主権検討の視点

○何のために地域主権を進めるかということを整理し、それを鳥取県の地域主権研究の基軸に置くべき。

○市民社会が発達してきて「新しい公共」という考え方が出てきていることや、住民自治によって政策の選択・集中を図る動きなどを、地域主権確立の視点として持つことが必要。

②国と地方の役割分担

○国と地方の役割分担はもっと踏み込んで整理すべき。国有林の管理など、地方で担うことができる分野はもっとある。

○現在行われている国の義務付け・枠付けの見直しはまだ不十分。

○現在国が行っている事務の中には極めて専門性の高いものもあり、そのような事務は、地方移管する際、県単位ではなく、ある程度広域的にまとまって実施することが必要。

○医療保険や介護保険について、地方と国との役割・責任の分担をどう考えるかは、大きな論点。

③県と市町村の役割分担

- 産業政策、商業政策など、県がイニシアティブをとるものと整理されている分野があるが、そのような分野においても、市町村の裁量とのバランスも整理が必要。
- 教育委員会制度は、抜本的に組み替える（首長部局に教育部局を置き、教育審議会のような諮問機関を付置する仕組みなど）ことを考へてもいいのではないか。
- 教育委員会制度は、現在の制度が有効に機能する仕組みやアイデアを出すことも一つの考え方。
- 県・市町村の事務に係る普及啓発活動は、NPO等が実施することとした方が、柔軟性があり、うまくいくのではないか。

④地域主権を実現するための執行体制・税財政制度

- 県と市町村との間で共同事務処理を行うための仕組みとして、事務執行連合（仮称）のような、県と市町村との「中間的な自治体」の仕組みを検討・提案することは必要。その際、地方自治法上の「協議会」に法人格を付与したような制度を想定すべき。
- 現金給付、所得再分配などは国が責任を持ち、現物給付、サービス給付などは地方が責任を持つというようなスタイルの提案もある。
- 地方交付税などがもつ財政調整機能は、標準的な行政を全国の地域で行うために必要なものであり、これは地域主権に基づく地域固有の権利であるとの整理をしてはどうか。
- 地域主権交付金（仮称。いわゆる一括交付金）は、最終的には、地方税として考えるが、それで担保できない部分がある。例えば、税収が入る都道府県と社会資本整備の必要度はリンクせず、逆の相関関係を持っているので、この部分を調整する調整交付金のような仕組みを地方交付税の中に仕組んでいくような手法が妥当ではないか。

2 今後の取組等

これまでの議論を踏まえ、県・市町村の役割分担や鳥取県発地域主権を進めるための執行体制・財政制度などについて整理を行い、今年度内に取りまとめを行う予定。

鳥取県発地域主権研究の中間整理（案）

平成22年1月31日
鳥取県地域主権研究会

1 地域主権研究の背景

- 少子高齢化などを背景に地方行財政を取り巻く情勢は大きく変化、
また、新政権が「地域主権国家」への転換を強く打ち出し
- 鳥取県のように小規模な県でも妥当する地域主権システムの検討が必要

- 少子高齢化や人口減少社会の進展に伴い行政ニーズは多様化かつ増大、多額の財源不足によって年々悪化する国・地方の財政など、地方行財政を取り巻く情勢は右肩上がりの時代から大きく変化。
- 新政権が誕生し「地域主権国家」への転換として、基礎的自治体を重視した分権改革の推進、国の出先機関の事務の地方移管による原則廃止など、新たな地方分権改革を推進することを強く打ち出し。
- 少子高齢化社会への対応と相俟って、地域主権型社会における県と市町村の役割分担、税財政制度のあり方など、鳥取県のような小規模な県でも妥当するような、地域主権システムを検討することが必要。

2 国と地方の役割分担

- 国から地方への権限移譲と財源移譲を積極的に進め、
地方政府の自由度や裁量を高めることが必要
- 現金給付サービスや人的・物的サービスなど、
国と地方の役割分担のあり方を根本的に再検討すべき

- 真の地域主権の実現には、国から地方への権限移譲を積極的に進め、地方政府の自由度や裁量を高めることが必要不可欠。
- 国の出先機関の原則廃止によって、地方へ移管すべき事務については、基本的に県へ移譲することとし、必要がある場合は県同士の広域連合の設置も検討。
- 国の出先機関の事務の地方移管に当たっては、十分な財源と必要な組織人員・資機材の地方移管が大前提
- 国と地方の役割分担について、全国一律のセーフティネットの基準設定やその基準に基づく現金給付サービスなどは国で実施し、地域住民に対する人的・物的サービスなどは地方が主体となって実施するなど、役割分担の再検討が必要。

3 県と市町村の役割分担

- 住民に身近な行政サービスは、住民に最も身近な市町村で実施
- 県と市町村の役割分担は分離型を原則、住民サービス上必要な場合は融合的に実施
- 住民サービスの充実強化のために「県と市町村の協議の場」を設置

- スピードのメリット等を考慮して、住民に身近な行政サービスは住民に最も身近な市町村が実施。また、補完性の原理に基づき、スケールメリットの面から市町村を超えて対応すべきもの等は県で実施。

- 行政財政効率の観点から、県と市町村の役割分担は分離することが原則。但し、住民への総合行政サービスの充実に繋がる場合は、県・市町村が融合的に役割分担を整理。
- 住民サービスの充実強化に向けて、県と市町村の役割分担、事務執行体制の確保のための財源・人員の調整などを行うため、「県と市町村の協議の場」を設置。

4 地域主権における執行体制

・事務権限の移譲に当たって、補完性の原理や行政効率等の観点から、自治体間の様々な連携の手法を検討

「市町村間及び市町村・県間の事務の共同化等」「市町村への人の確保」及び
「県・市町村間の中間的自治体（事務執行連合）」など

- 国から県、県から市町村への事務権限の移譲等を進めるに当たっては、補完性の原理や行政効率等の観点から、市町村間の連携及び県と市町村の連携など、様々な手法の検討が必要。
⇒ 「行政機関等の共同設置」「定住自立圈構想」「協議会の設置」「広域連合・一部事務組合」「県・市町村の事務の共同化」「県・市町村間の中間的自治体の提案」など

5 真の地域主権実現のための必要絶対条件

- ・自治事務はもとより法定受託事務や国の出先機関からの移譲事務も含め、
　　国との関与を抜本的に見直し大幅に縮減
- ・地方への税源移譲と偏在性の少ない地方税体系の構築、及び
　　地方交付税等の財政調整機能の強化（地方共有税及び地域主権共同税の創設）
- ・地域主権交付金（一括交付金）を創設し地方税財源の強化に繋げる。

[地方自治体の主体性の確保]

- 自己判断と自己責任による真の地域主権を確立するためには、自治事務に対する義務付け・枠付けを抜本的に見直して、国の関与は必要最低限の範囲で大枠の基準を示すに止め、具体的な基準設定は地方に委ねるなど、地方自治体の主体性を確保することが必要。
- 法定受託事務についても大胆に見直して自治事務化するべき。国の出先機関の事務の移譲にあっても、安易に法定受託事務とすべきではなく、自治事務化を検討すべき。

[地方税財政の確立]

- 偏在性の少ない地方税体系の構築。合わせて、偏在性の少ない税体系であっても、税源移譲によって税収格差は拡大するため、地方交付税等の財政調整制度の機能強化が必要不可欠。
 - ①地方共有税の創設 ……交付税率の引上げなど地方交付税の機能化
 - ②地域主権共同税の創設 ……地域主権交付金の財源を税源移譲し共同税として地方が管理
- 地球温暖化対策をはじめ、増大する地方の行政事務に対応できるよう、地方環境税の創設など、新たな財源確保の検討を行うことが必要

[地域主権交付金の創設（一括交付金化）]

- 一括交付金は「地域主権交付金」と名称化し、地方の自主財源確保に繋げるための過渡的な仕組みとして制度化（「地域主権交付金」⇒「地域主権共同税」）
- 配分において、地域力の差などを反映した必要な財源が確保されるよう制度化。
(財政力指数、地方税比率、事業所数、生産年齢人口、老人人口、人口密度など)

第1回地方自治法施行60周年記念貨幣等のデザインに関する鳥取県検討会の開催について

平成22年2月16日
政策企画総室

地方自治法施行60周年を記念して、平成23年度（前半）に発行されることとなった、記念貨幣（鳥取県分）のデザイン素材案について検討するため、次のとおり「地方自治法施行60周年記念貨幣等のデザインに関する鳥取県検討会」を開催します。

記

1 開催日時

平成22年2月22日（月）17：00～18：30

2 開催場所

鳥取県庁

3 検討委員（予定）

石谷 孝二 （鳥取大学地域学部附属芸術文化センター長）
植木 誠 （鳥取県デザイナー協会会长）
田中 仁成 （株式会社新日本海新聞社執行役員・営業事業部営業局長）
西村 裕子 （鳥取県広報連絡協議会編集主幹）
渡里 彰造 （鳥取県写真家協会会长）
藤井 喜臣 （鳥取県副知事）

4 議題

- (1) 記念貨幣等（鳥取県分）の発行について
- (2) デザイン素材案の選定について

※参考

- (1) 記念貨幣（鳥取県分）の発行決定に係る経緯
 - ア 決定時期：平成21年11月24日財務省決定
 - イ デザインコンセプト（基本テーマ）：鳥取砂丘、浦富海岸に代表される山陰海岸の景観
 - ウ 発行時期：平成23年度前半
- (2) 記念貨幣（鳥取県分）の発行スケジュール
 - 鳥取県としてのデザイン素材案を独立行政法人造幣局へ提出後、同局においてデザインを決定。
政令改正を経て、記念貨幣を発行（販売の開始）。

食のみやこコンテスト大賞について

平成22年2月16日
政策企画総室

食のみやこ鳥取県の実現に向け、「食のみやこコンテスト」で採択・実施された6つの事業のうち、最も優れた取組に対して『食のみやこコンテスト大賞』を選定する公開プレゼンテーション及び審査会を実施し、大賞を下記のとおり決定しました。

記

1 食のみやこコンテスト大賞の受賞者について

- (1) 団体名 G. T. F. B (Great Tottori Federation of Burger)
(2) 代表者名 柄木孝志 (からき たかし)
(3) 事業名称 とつとりバーガーフェスタ Vol. 1
(4) 事業概要 鳥取県内のオリジナルバーガーとご当地バーガーの嚆矢である佐世保、倉敷を招いて、大山の地で食を楽しむ食の祭典を行う。
(5) 事業実施日 平成21年11月7日(土)、8日(日)

2 受賞理由

- ・ 地域おこしという点で高く評価するとともに、鳥取の持つ素材の魅力を若年層に浸透させる可能性も高く、世代を超えた新しい魅力を創り出した。
- ・ 大山という屋外の会場と、バーガーという食べ物がマッチして、観光と食の相乗効果が高く、集客力が群を抜いていた。
- ・ 鳥取の食の魅力を広く情報発信していく手法として、発展の可能性がある。

3 食のみやこコンテスト大賞選定審査会について

- (1) 日時 平成22年2月7日(日)午後1時~4時50分
(2) 場所 ホテルセントパレス倉吉
(3) 審査員 柴野 裕美子氏 (皆生菊乃家若女将)
田中 仁成氏 (新日本海新聞社執行役員営業局長)
寺谷 誠一郎氏 (智頭町長)
三角 幸子氏 (元雑誌マダム編集長)
林 昭男 (県企画部長)
(4) 審査基準 事業内容・・・内容、話題性・情報発信力、効果・発展の可能性
実施状況・・・事業目的の達成度、実施状況、事業の成果

※ 食のみやこコンテストについて

(1) 募集する企画事業

「食」をキーワードとして「食のみやこ鳥取県」を創造するための行動のきっかけとなる、「食」に関連し、「美味しい」「楽しい」に着目した新たな取組みを募集

(2) 助成金額 1事業当たり25万円以内

(3) 助成率 定額

(4) 応募事業数 14事業

(5) 採択事業数 6事業

(6) 食のみやこコンテスト大賞(平成21万円賞)の決定

採択事業がすべて実施されたのち、最も優れた事業(大賞)を、鳥取県食のみやこコンテスト大賞選定審査会の審査により選定。大賞に選定された事業者に対しては表彰を行い、賞金21万円(平成21万円賞)を贈呈する。

(7) 採択された6事業(実施順)

事業の名称・開催日	事業主体・代表	事業の概要・場所
鳥取県境港VS鹿児島県串木野 まぐろラーメン対決! [6/28(日)]	名物料理を作る会 代表 秦野一憲	ラーメン対決で全国に水揚げ量日本一を誇る境港のクロマグロを発信。「串木野市と境港市マグロラーメンの料理対決」「マグロ解体ショー」「県西部まぐろマップの配布」「夢みなとタワー」
とうふちくわ”を徹底的に楽しんでみたい9日間「T-EXPO2009-食べたい!とうふちくわエキスポー」 [8/22(土)~30(日)]	鳥取とうふちくわ 総研 代表 植田英樹	とうふちくわに関連する「特別パビリオン」「体感イベント」「食談義」という3つの場を開設し、そこに集い食べて語ることで、とうふちくわから鳥取県の持つ「B級力」を感じていただく。 [鳥取ガスサルーテ]
おじいちゃん、おばあちゃん、ごっつおが食べたいなあ!コンテスト [9/20(日)]	とっとり薬膳ネット 代表 岸本康子	おじいちゃん、おばあちゃんが孫達に、地元野菜等を使った懐かしい味、伝えたい味、料理手法、料理にこめた愛情などを教える。コンテスト形式で料理を作り、その味と料理にまつわる思い出などストーリー性を審査する。 [伯耆しあわせの里]
鳥取をまるごと料理する・食の大学～学んで、作って、食べて、そして健康になる～ [10/24(土)、11/21(土)]	遊膳学会 代表 河崎妙子	遊膳学会と鳥取大学との連携による食の魅力発信企画。食の大学ということで授業を2回計画。薬膳の知識を深め、後半に調理実習と試食。 [中国電力]
貝田大飯喰いフェスティバル [10/25(日)]	貝田ふるさとづくり実行委員会 代表 森田克彦	11年度から毎年開催。貝田米を基本に、おにぎり、大山おこわ、けんちん汁、漬物等のサービスを行いながら、地域活性化や伝統行事の継承を図り、町内外から多数の参加者と交流を深める。 [貝田集落運動公園]
TOTTORI BURGER FESTA vol.1 [11/7(土)~8(日)]	G.T.F.B(Great Tottori Federation of Burger) 代表 柄木孝志	鳥取県内のオリジナルバーガーとご当地バーガーの嘴矢である佐世保、倉敷を招いて、大山の地で食を楽しむ食の祭典を行う。「ご当地バーガー祭り」「ご当地バーガーラリー」「参加イベント」 [大山樹水高原]

[審査員特別賞]

事業の名称	事業主体・代表	事業内容・場所
高校生アイデア料理コンテスト [10/10(土)]	鳥取県高等学校家庭クラブ連盟 代表 友松文嗣(米子南高等学校長)	県内学校家庭クラブ加盟校に依頼し、地元の食材を使った「和食」「洋食」「スイーツ」を考えもらい、コンテストを行う。 [倉吉総合産業高校]

鳥取環境大学改革検討委員会の概要について

平成22年2月16日
青少年・文教課

鳥取環境大学において、大学の今後のあり方を検討するため理事会の下に設置された、鳥取環境大学改革検討委員会の第8回検討委員会が開催され、「改革検討委員会報告書」が取りまとめられた。

この報告書を踏まえ、理事会において、学内に「学科改編等調査検討委員会（仮称）」を設置し、検討されることになった。

1 第8回鳥取環境大学改革検討委員会

日 時 平成22年1月28日（木）19：00～19：45

場 所 鳥取環境大学 大会議室

出席者 13名（委員16名中）

2 改革検討委員会報告書の概要

～報告書より抜粋～

○まとめ

社会環境の変化や地元経済状況など、地方の私立大学を取り巻く環境は厳しさを増しており、今後もその状況が改善する見通しは少ないと言わざるを得ない。

鳥取環境大学は日々、教育研究、学生支援、社会貢献に努め、また、さまざまな学生確保対策を実行してきたが、その効果はなかなか現れず、入学者の減少が続いている。今後も、自助努力のみにより急激に改善する可能性は少ないと言わざるを得ず、現在、内部留保資金（減価償却額の積立）はあるものの、早急に実効力のある対策を検討し実行に移すべき時が来ていることは、厳然たる事実である。

本委員会では、このような逼迫した中、本委員会設置要綱に基づき、前述の通り4つの項目から検討を行った。

①学生確保について

学生確保については、鳥取県内の地域別・学校区分別進学者の推移や、県内高校生・保護者の志向なども検討し、高校生のみでなく留学生や社会人なども含めさまざまな層にターゲットを拡大してその対策を実行していくこと。

②授業料について

授業料は、大学を選択する際に大きな影響力を持っていることが、アンケート結果からも読み取ることができる。

しかし、授業料等を減額しても学生定員確保につながる確証がつかめず、またその場合には減価償却額の積み立てができないため、建物の改修等の場合には外部資金等の投入が必要になる。

授業料の減額については、引き続き検討を行うとともに、学生納付金以外の収入の確保及び外部資金の導入に向けての対策についても検討を行うこと。

③学生定員・学科編成について

学生定員については、現行定員をベースに志願者動向も見ながら判断すること。

学科編成については、アンケートを基にした分析結果や地域の要望、さらには環境に関する社会的意識の高まり等を基にして、早急に既設学科の精選を行い、鳥取県の人材育成を目標にして、全国にアピールできる学科の編成を行うこと。

学科の編成にあたっては、昨今の環境意識の高まりとアンケート結果からも「環境に特化した学科」の要望が強かったことや、平成21年度に開設された「環境マネジメント学科」が県外からの入学者比率が高く学生確保に効果がみられることから、環境をより深化・高

度化させた学科を検討する必要がある。

また、経済・経営系の学部学科は、山陰地区の大学（鳥取大学、島根大学、島根県立大学）に設置されていない分野であり、県内の大学進学者の多くが県外で学んでいる。以前から県民の要望も強くあったことから、この分野の設置についても十分検討する必要がある。

なお、教育系及び看護福祉系の学科については、設置・運営経費、教員の確保、継続性、学生確保の可能性について十分調査し、県内の教員養成・看護師養成機関の状況等を把握しながら継続的に検討することが必要であり、現時点では結論を出すことはできない。

④設置形態を含む大学の在り方について

設置形態の変更については、設置者である鳥取県及び鳥取市と鳥取環境大学が、十分調整しながら進めていく事項である。

公立大学という設置形態は、学生確保、経営の安定の両面から非常に大きな効果を期待できるものであり、早急に鳥取県及び鳥取市と協議を進めていく必要があること。

一方、鳥取環境大学が地域に評価され持続的に発展していくことも非常に重要であり、地域に必要とされる大学を目指し、大学改革に取り組むこと。

○報告書をまとめるにあたって

鳥取環境大学は、鳥取県と鳥取市が期待を込めて設置した大学である。設置の際には県民・市民の意見を汲み、専門委員会や議会での議論を重ねて設置されたものであり、そのことの意味も大きくまた重い。

現代社会で発生している環境問題の解決に寄与する人材の育成は、鳥取環境大学の使命であり、持続・存続させなければならない大学である。また設置主体である鳥取県及び鳥取市はもとより自治体、産業界等にとっても鳥取環境大学の存在意味は大きく、地元での進学機会の創出、地元への経済効果、地域の活性化、若者の定住、教育水準の向上など、地域力を高めるうえでも必要かつ重要な高等教育機関である。

最後に、本検討委員会としては、理事会が本報告書を基に、早急に学部・学科の改編に取り掛かると同時に学生確保策や授業料についての検討も行い、更には公立化に向け、鳥取県及び鳥取市と十分協議・調整することを要請する。

（参考） 鳥取環境大学改革検討委員会について

1 目的・概要

鳥取環境大学において、大学の今後の在り方を検討するため、理事会の下に関係各分野からの委員による改革検討委員会を設置し、大学運営に係る重要事項について検討。

2 委員名簿

氏名	役職等	氏名	役職等
清水 昭允 (委員長)	株式会社清水代表取締役社長	渡辺 良人	学校法人加賀学園 岡山理科大学 大学事務局長
西村 博文	株式会社ケイエー代表取締役社長	田中 衛	鳥取環境大学同窓会長
林 昭男	鳥取県企画部長	道上 正規	学校法人鳥取環境大学理事
林 由紀子	鳥取市副市長	武田 勝文	学校法人鳥取環境大学理事
坂口 祐二	鳥取東高等学校校長	金子 弘道	鳥取環境大学環境政策経営学科長
西村 省二	鳥取商業高等学校校長	小林 朋道	鳥取環境大学環境マネジメント学科長
吉田 登志	岩美高等学校PTA会長	中村 貴志	鳥取環境大学建築・環境デザイン学科長
高田 康彦	倉吉北高等学校育友会会长	秦野 諭示	鳥取環境大学情報システム学科長